

**奄美博物館デジタル・アーカイブ  
基盤整備事業業務委託  
公募型プロポーザル実施要領**

令和6年4月

奄美市教育委員会

## 1 趣旨

この要領は、奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業の契約候補者を、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名 奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業業務委託（以下、「本業務」という。）
- (2) 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年3月14日（金）まで
- (4) 提案上限額 9,757,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 スケジュール

本業務に係るスケジュールは次のとおりである。

なお、スケジュールが変更になる場合は、その旨を電子メールにて通知する。

1	公募開始	令和6年4月23日(火)
2	質問書〆切	令和6年5月9日(木)12時まで
3	質問書の回答	令和6年5月10日(金)
4	参加表明書及び企画提案書等の書類一式の提出期限	令和6年5月24日(金)17時必着
5	プレゼンテーション審査	令和6年5月30日(木)
6	審査結果通知	令和6年6月上旬
7	委託契約締結	令和6年6月中旬
8	委託完了	令和7年3月14日(金)

## 4 参加資格

本プロポーザルの参加資格は、以下に掲げる事項をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加表明書の提出時点で、「委託業務（役務）の写真・映画」に係る指名競争入札参加資格審査要綱に規定する令和6年度の奄美市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 仕様書に定める業務について、業務遂行能力を有し、適正な実施体制を有すること及び奄美市の指示に忠実かつ柔軟に対応できること。
- (4) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、国の一般競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (5) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (6) 自社の社員や役員等が、奄美市暴力団排除条例（平成25年3月27日条例第7号）に規定する暴力団又は暴力団員ではないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

## 5 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付と回答方法は、次のとおりである。

- (1) 質問の受付
  - ア 提出書類  
質問書【様式1】

イ 提出方法

質問箇所及び内容をわかりやすく記載し、電子メールで提出すること。

※電子メールを送信した後は、必ず電話にて受信の確認をすること。

ウ 受付期限

令和6年5月9日（木）12時必着

エ 提出先

「12 担当部署」に提出すること。

## 6 必要書類・企画提案書の提出

本プロポーザルに参加申し込みをする者は、次の書類9部（正本1部、製本8部）を提出するものとする。

(1) 提出書類及び提出部数

ア 謄本・財務諸表・納税証明書等

登記簿謄本（正本）

直近の財務諸表（1期分）

法人税の納税証明書（正本）

消費税及び地方消費税の納税証明書（正本）

イ 参加表明書【様式2】

ウ 業務実績調書【様式3】

エ 業務実施体制表【様式4】

※他社の協力等がある場合には、その会社を含めた実施体制を記載すること。

オ 会社概要【様式任意】

カ 企画提案書等提出書【様式5】

キ 企画提案書【様式任意】

(ア) 仕様書等の内容を踏まえ、別紙2「奄美博物館デジタル・アーカイブ整備基盤事業業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）の「3 評価基準：企画提案書に基づく評価」に記載された評価項目を網羅した提案内容とし、評価項目に沿って記載すること。

(イ) 1参加者につき1提案とすること。

(ウ) 企画提案書の様式はA4判、横書きで、表紙を除いて10ページ以内、両面印刷とすること。

ク 行程表【様式任意】

ケ 見積書【様式任意】

(2) 提出方法

持参または郵送 ※郵送にて提出する場合は、簡易書留郵便に限る。

(3) 提出期限

令和6年5月24日（金）17時（必着）

## 7 選定方法

「奄美博物館デジタル・アーカイブ基盤整備事業業務選定委員会」（以下「選定委員会」という。）によるプレゼンテーション審査を行う。審査においては、評価の合計点が最上位であるものと契約候補者として、次に高い者を次点の候補者として選定する。最高得点者が複数の場合は、選定委員会で協議をした上で決定する。ただし、合計点が最上位であっても、得点が著しく低い審査項目がある等の場合は、契約候補者に選定しないことがある。

(1) 審査日程

令和6年5月30日（木）

## (2) 審査会場

奄美市立奄美博物館（3階研修室）

## (3) 審査実施要項

ア プレゼンテーションは対面形式で開催する。

イ 審査の出席者は、企画提案書等提出書【様式5】に記載された者を含む3名以内とし、本業務の管理責任者を含むものとする。

ウ 1参加者あたりの持ち時間は20分以内とし、プレゼンテーション10分以内、質疑応答10分以内とする。

エ プレゼンテーションでは、提案者による提案内容の全体説明を行う。

オ 審査では提出した企画提案書を用いることとし、追加の提案や資料の配布は認めない。

カ プレゼンテーションに使用するプロジェクター、スクリーンは、当方で準備する。PC及びHDMI等の接続ケーブル（HDMIの場合、標準サイズのタイプAのみ）は、各自持参すること。その他に使用する機器等がある場合は、事前に担当部署と協議すること。

## (4) 選定結果

選定結果は、プレゼンテーション審査の参加者に、自己の結果のみを電子メールにより6月上旬頃に通知する。

## (5) 留意事項

選定結果に対する異議申し立ては一切応じない。また、選考方法及び選考内容についての問い合わせについても応じないものとする。

## 8 参加の辞退

本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに担当部署に電話連絡の上、辞退届（様式任意）を持参又は郵送にて提出すること。なお、電子メールでの提出は不可とする。

## 9 失格要件

次のいずれかの要件に該当が認められた場合、その参加者は失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たしていない者。
- (2) 書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- (3) 提出書類が仕様書に示された条件に適合しない場合。
- (4) 見積書の金額が「2（4）提案上限額」を超過した場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (6) プレゼンテーション審査に出席しなかった場合。
- (7) 選定の公平性を害する行為があった場合。
- (8) その他、社会通念に照らし失格にあたる事由があると認められる場合。

## 10 契約候補者との協議及び契約

契約候補者との契約にあたっては、選定された提案内容をもとに細部について担当部署と協議し、「2（4）提案上限額」内で業務内容及び契約金額を決定した上で締結する。

なお、参加申し込みが1者の場合であっても審査を実施し、その提案内容が審査基準を満たすと認められた場合は、契約候補者として選定し、協議を行う。

契約候補者との協議が整った時点で、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を締結するものとする。

## 1 1 留意事項

- (1) 企画提案書等の提出をもって、実施要項等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (2) 提出書類の作成・提出及びプレゼンテーション審査等に関する一切の経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (4) 提出期限後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (5) 企画提案書等、本プロポーザルに係るすべての提出書類は返却しない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、奄美市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。

## 1 2 担当部署

〒894-0036 鹿児島県奄美市名瀬長浜町517番地

奄美市教育委員会事務局文化財課（奄美市立奄美博物館）

担当：平城、河村

TEL 0997-54-1210 FAX 0997-53-6206

E-Mail [bunka@city.amami.lg.jp](mailto:bunka@city.amami.lg.jp)